

令和 4 年

第 2 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和4年第2回定例教育委員会日程

日 時 令和4年2月22日（火） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
蒲田 知子

日程第2 議 案

議案第1号 令和4年度我孫子市教育施策の策定について
(総務課、各課)

議案第2号 我孫子市指定文化財の指定について
(文化・スポーツ課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 令和 4 年度我孫子市教育施策の策定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号 我孫子市指定文化財の指定について	・ ・ ・ ・ 10

議案第 1 号

令和 4 年度我孫子市教育施策の策定について

令和 4 年度我孫子市教育施策を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

令和 4 年度における教育行政の施策を定めるため、提案するものです。

『我孫子市教育施策』は、教育委員会議の審議を経て、毎年度定めています。施策の展開にあたっては、積極的に情報を発信するなどして、市民の皆様と情報の共有を図りながら社会全体で「生きる力」をより一層育み、施策の基本方針である「個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進」を目指していきます。

令和4年度我孫子市教育施策

【基本方針】

個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進

【目標】

I. 子どもの創造性と自主性を育む教育の充実

重点施策1. 学校教育の充実

(1) 心身ともに健康な児童生徒の育成

- 思いやりのある豊かな心、社会性を育む規範意識を醸成する人権教育、体験活動及び道徳教育の充実
- 望ましい生活習慣につながる健康教育・食育の推進
- 心身の健全な発達を支える学校体育の充実
- 情操豊かな心を育てる文化的行事や学習活動の支援

(2) 確かな学力の育成

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善の推進
- 生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の育成
- 指導方法や指導体制の工夫改善による「個に応じた指導」の充実
- ICT^I環境の整備による個別最適な学びと協働的な学びの充実及び情報活用能力の育成
- ユニバーサルデザイン^{II}の視点による全員がわかる授業づくり
- 学級経営の支援（Q-U検査^{III}の活用）と指導力の向上
- 児童生徒及び教職員の学校図書館活用の推進
- 外国語・外国語活動における指導力の向上及びA L Tの活用

(3) 幼児教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進

- 幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や、いわゆる「小1プロブレム^{IV}」の解消などに向けた幼保小連携の推進
- 郷土愛を育み、未来を拓く力と輝く心の育成をめざす、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進
- 中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、地域の特色と人材を最大限に活かした小中一貫教育の推進
- 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実

(4) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実

- 児童生徒の安全確保と防災体制・安全教育・防災教育の充実
- 小中学校における教育機器などの整備と充実
- 我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の推進

(5) 信頼される学校づくりの推進、教職員の意識高揚を図る職場環境づくり

- 子どもと向き合う時間の確保を目的とする「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」の実施
- 学校評価を活用した学校運営の改善
- 情報の積極的な発信と保護者・地域への丁寧な説明
- 教職員全員で取り組む不祥事防止対策及びモラールアップ委員会の充実

重点施策2. 地域に根ざした教育の充実

(1) 地域とともにある学校づくり

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会^Vの設置）の導入による学校と地域との連携・協働体制の構築
- 地域学校協働活動推進事業^{VI}の推進
- 地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援の推進

(2) 地域に密着した学習の場の提供

- ふるさと我孫子の資源を活用した学習の推進

重点施策 3. 子どもの成長・自立への支援

(1) 教育相談・支援体制の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進
- 特別に支援を要する児童生徒への支援体制の充実
- 生徒指導を充実させるシステムの構築
- 社会への適応を目指した相談体制の整備
- 不登校予防や解消に向けた支援体制の充実と関係機関との連携強化
- （仮称）我孫子市教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- 就学支援の充実
- 帰国・外国人児童生徒への日本語支援体制の整備

(2) いじめ・非行防止対策の推進

- 我孫子市いじめ防止対策推進条例に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消
- 学校・市ほか関係機関との連携強化と相談窓口の充実
- 街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止活動の推進
- 警察・生活安全関係機関との連携強化

(3) 子ども部及び健康福祉部との連携強化

- 療育・教育システムの充実
- 児童虐待の早期発見や児童生徒の自殺防止対策等についての連携強化

II. 市民が生涯にわたって生き生きくらすための学習体制の充実

重点施策 1. 生涯学習環境の充実

(1) 学びたいときに学べる学習機会の充実

- 公民館の学級・講座や生涯学習出前講座の充実
- 鳥の博物館の教育普及活動の拡充
- 図書館サービスの充実、市民の読書活動の推進
- 移動図書館車の積極的な活用

(2) 人づくり・まちづくりにつながる学習活動の支援

- 時代の変化や地域の課題に対応した学習機会の提供
- 学んだ成果を社会や地域で活かせる人材の育成・活用

(3) 学習施設の整備・充実

○公民館、図書館、鳥の博物館などの施設・機能の充実

(4) 市民の学習活動を支える体制の整備

○生涯学習推進計画に基づく施策の推進

○生涯学習に関する情報の収集・提供と相談体制の整備・充実

○市民活動団体・NPO法人・学校・企業等との連携強化

○生涯学習ボランティアの育成・活用

○子ども部等と連携した、子どもの読書活動推進計画の推進

重点施策2. スポーツの振興

(1) スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用

○スポーツ施設の適正な維持管理

○民間スポーツ施設の活用や近隣市施設の相互利用の推進

(2) 生涯スポーツの推進

○スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援

○生涯スポーツを支えるスポーツ指導者の養成

○スポーツ推進計画の策定

(3) スポーツを楽しむ機会の充実

○市民が気軽に参加できるスポーツイベント等の開催

重点施策3. 文化芸術活動への支援と地域文化の継承

(1) 文化芸術活動への支援と環境整備

○後援等の事業による文化芸術活動の充実

○既存施設の効率的利用の促進

○新たな大規模ホールを含めた文化施設の調査研究

(2) 新たな文化芸術活動の創出

○文化芸術活動や団体に関する情報の発信

○文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実

○文化芸術活動団体との協働のしくみを見直し、新たな魅力の創出

(3) 地域文化・郷土芸能の保存と継承

○生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究

○生活文化や郷土芸能の継承

(4) 歴史的・文化的遺産の整備・活用

- 指定文化財制度や文化財登録制度による文化財の保存・活用
- 文化財保存活用地域計画に基づく整備・活用の推進

(5) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究

- 埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進
- 埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行

(6) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充

- 歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保
- 地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進

-
- I ICT（情報コミュニケーション技術）：Information and Communication Technology の略。市内小中学校ではコンピュータやインターネットに加えて、実物投影機、プロジェクタなどの ICT 機器が、各教科や総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されています。
- II 学力の優劣や発達障害等の有無に関わらず、すべての児童生徒が「楽しくわかる・できる」ことを目指し、教科指導における工夫や様々な子どもへの配慮を駆使して行う授業。
- III Q-U 検査（学級診断尺度調査）：Questionnaire-Utilities の略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定します。実施により、いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用できます。我孫子市では、小学校は、3・4・5・6 年生、中学校は、1・2 年生で実施します。
- IV 入学したばかりの 1 年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が数カ月継続する状態です。
- V 平成 29 年 3 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されています。また、「学校運営協議会を設置した学校」と定義されているコミュニティ・スクールは、「地域学校協働活動事業」とともに「地域とともにある学校づくり」のツールとして示されています。
- VI 地域学校協働活動推進員を中心とする「地域学校協働活動本部」を設置し、地域住民や保護者が学校支援ボランティアとなり、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うものです。

令和4年度 我孫子市教育施策改定整理表

目標 I. 子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

	改定後(令和4年度)	改定前(令和3年度)	改定事由	
重点施策1. 学校教育の充実				
(1)心身ともに健康な児童生徒の育成				
①		<u>幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や、いわゆる「小1プロブレム」の解消などに向けた幼保小連携の推進</u>	我孫子市第四次総合計画(令和4年度～令和15年度)に合わせて、「(1)心身ともに健康な児童生徒の育成」から「(3)幼児教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進」に施策を移動	指導課
(2)確かな学力の育成				
②	生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、 <u>学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」</u> の育成	生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況に対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成	学習指導要領等に合わせて文言整理	指導課
③	<u>指導方法や指導体制の工夫改善による「個に応じた指導」の充実</u>	<u>主体的に学習に取り組むための、個に応じたきめ細かな指導方法の工夫</u>	令和3年1月文科省答申「令和の日本型学校教育」の「個別最適な学び」に合わせて文言整理	指導課
(3) <u>幼児教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進</u>				
④	<u>幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や、いわゆる「小1プロブレム」の解消などに向けた幼保小連携の推進</u>		我孫子市第四次総合計画に合わせて、「(1)心身ともに健康な児童生徒の育成」から「(3)幼児教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進」に施策を移動	指導課
⑤	中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、地域の特色と人材を最大限に生かした小中一貫教育の推進	中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、 <u>学校運営協議会制度の導入準備</u> と地域の特色と人材を最大限に生かした小中一貫教育の推進	我孫子市第四次総合計画に合わせて、「(1)地域とともにある学校づくり」に学校運営協議会についての新規施策を追加したため削除	指導課

	改定後(令和4年度)	改定前(令和3年度)	改定事由	
⑥	<u>学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実</u>		我孫子市第四次総合計画に合わせて、「(1)地域とともにある学校づくり」から「(3)幼児教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進」に施策を移動	指導課
重点施策2. 地域に根ざした教育の充実				
	(1) <u>地域とともにある学校づくり</u>	(1) <u>地域全体で学校教育を支えるしくみづくり</u>	我孫子市第四次総合計画に合わせて文言整理	指導課
⑦	<u>コミュニティ・スクール(学校運営協議会vの設置)の導入による学校と地域との連携・協働体制の構築</u>		我孫子市第四次総合計画に合わせて、学校運営協議会についての施策を新たに追加	指導課
⑧	<u>地域学校協働活動推進事業Ⅵの推進</u> <u>注釈Ⅵ</u> 地域学校協働活動推進員を中心とする「地域学校協働活動本部」を設置し、地域住民や保護者が学校支援ボランティアとなり、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うものです。	<u>学校支援地域本部事業Ⅵ(地域学校協働活動事業)の推進と学校運営協議会制度の構築</u> <u>注釈Ⅵ</u> <u>地域のコーディネーター</u> を中心とする「学校支援地域本部」を設置し、地域住民や保護者が学校支援ボランティアとなり、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うものです。	地域学校協働活動推進事業実施要綱に合わせて文言整理、学校運営協議会について新規施策を追加したため削除	指導課
⑨		<u>学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実</u>	我孫子市第四次総合計画に合わせて「(1)地域とともにある学校づくり」から「(3)幼児教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進」に施策を移動	指導課
⑩	地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援の <u>推進</u>	地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援	学習支援の推進を図るため、文言整理	指導課

	改定後(令和4年度)	改定前(令和3年度)	改定事由	
重点施策3. 子どもの成長・自立への支援				
(1)教育相談・支援体制の充実				
⑪	<u>生徒指導を充実させるシステムの構築</u>	<u>適応指導や生徒指導を充実させるシステムの構築と相談体制の整備</u>	システムの構築、適応指導、相談体制の整備について、その意味を明確にするため、施策を分けて規定	指導課
⑫	<u>社会への適応を目指した相談体制の整備</u>			教育研究所
⑬	<u>(仮称)我孫子市教育支援センター(適応指導教室)の機能強化</u>	<u>我孫子市適応指導教室「ヤング手賀沼」の機能強化</u>	文部科学省では、適応指導教室の役割や機能に照らし、標準的な呼称として「適応指導教室」とともに「教育支援センター」という名称を併用することとされていることから、名称を変更(予定)	教育研究所
(3)子ども部及び健康福祉部との連携強化		(3)子ども部との連携強化		
⑭	<u>児童虐待の早期発見や児童生徒の自殺防止等についての連携強化</u>		児童虐待や自殺防止等に関して、子ども部や健康福祉部との相互連携を図るため、新たな施策を追加	教育研究所 指導課

目標 II. 市民が生涯にわたって生き生きらすための学習体制の充実

	改定後(令和4年度)	改定前(令和3年度)	改定事由	
重点施策2. スポーツの振興				
(2)生涯スポーツの推進				
⑮	<u>スポーツ推進計画の策定</u>		令和4年度にスポーツ推進計画の策定を予定していることから新たな施策を追加	文化スポーツ課

議案第 2 号

我孫子市指定文化財の指定について

我孫子市文化財の保護に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり我孫子市指定文化財に指定する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

市内に所在する重要な文化財として、子の神 5 号墳（教育委員会蔵）を我孫子市指定文化財に指定するため、提案するものです。

本件の指定については、令和 4 年 1 月 2 8 日に開催された我孫子市文化財審議会に諮問し、令和 4 年 1 月 2 8 日付けで答申されました。

我孫子市第20号指定文化財

1 種 別

記念物（史跡）

2 名 称

子の神5号墳

3 所在地

我孫子市寿2丁目23番1（寿古墳公園内）

4 所 見

別紙調書参照

子の神 5 号墳 指定調書

1) 種別

記念物(史跡)

2) 名称及び員数

子の神 5 号墳 1 基

3) 所在の場所

我孫子市寿 2 丁目 23 番 1

4) 構造及、形式

円墳

5) 年代

6 世紀後半

6) 所見

(古墳の概要)

我孫子古墳群(図 1)

手賀沼北岸の台地上我孫子地区には数多くの古墳があり、利根川にそそぐ谷に面した日立精機 2 号墳(市指定文化財)など若干の古墳を除けばその殆どは手賀沼を望む台地縁辺部に立地する。水神山古墳、金塚古墳などの比較的古い時期の古墳は孤立しているが、後期以降は前方後円墳と円墳からなる群集墳を形成する傾向が顕著で、西から東に根戸船戸古墳群、白山古墳群、子の神古墳群、高野山古墳群、香取神社古墳群と並んでいる。これらを総称して我孫子古墳群という。

1958 から 1962 年にかけて、東京大学文学部考古学研究室によりこの我孫子古墳群の調査がおこなわれ、その成果は 1996 年『我孫子古墳群』として刊行された。

子の神古墳群(図 2)

子の神古墳群は我孫子古墳群のほぼ中央に位置し、13 基の円墳と 1 基の前方後円墳で構成され、東西約 500m の範囲に分布している。子の神の名称は 14 号墳の北方に子之神大黒天で知られる延寿院があることによるものであろう。

『我孫子古墳群』の記述ではこれら 14 基の古墳を手賀沼に注ぐ 2 本の小沢によって 3 群に分けている。東の第 1 群(11～14 号墳)には子の神古墳群唯一の前方後円墳が存在し、中央の第 2 群(4, 5～10 号墳)では 5 号墳が径 20m と同群中で最大の規模をもち、西の第 3 群(1～3 号墳)では 3 号墳から埴輪片が採集された(藤本 1969)。

一方、『我孫子市史 原始・古代・中世編』においては、子の神 1 号墳が横穴式石室をもち埴輪を伴わないことから 7 世紀初頭に下るとし、6 世紀代に築かれたと考えられる他の 13 基と区別している。そして西側の一群 2～9 号墳は台地縁辺中央に位置する 5 号墳を他の 7 基が弓なりに囲んでいるかのようであると述べられている(石田 2005)。

子の神 5 号墳(図 3)

子の神 5 号墳はこの古墳群のほぼ中央に位置する直径約 20m の円墳で、東京大学の調査で分類された第 2 群中最大の規模である。手賀沼を望む墳丘西側が一部削平されている。

2000 年に墳丘の北側と西側に 5 か所のトレンチを設け確認調査がおこなわれた。その際、溝の立ち上がりが確認され周溝が巡っていることが明らかになった。出土した遺物は須恵器壺、円筒埴輪、朝顔形埴輪、人物埴輪(女性)などである。これらの資料から本古墳は 6 世紀後半に比定されている。なお、5 号墳の所在地は、都市公園「寿古墳公園」(寿 2 丁目 1925 番地 1 他、2,344.8 m²)として 2009 年 3 月より供用されている。5 号墳南側が急峻な崖のため古墳前面には擬木柵が設置されている。また 2012 年度には古墳周囲に円筒埴輪のレプリカが設置されている。

(古墳の意義)

子の神 5 号墳は子の神古墳群の中で中心的な古墳の一つである。『我孫子古墳群』において 5 号墳は子の神古墳群第 2 群の中で最大の規模であるとされ、『我孫子市史 原始・古代・中世編』においてもその立地の特異性が指摘されている。

当初、14 基あった子の神古墳群は宅地などの開発により次々に失われていった。現在は 1 基の前方後円墳と 4 基の円墳を残すのみであり、現存する数少ない古墳である。『我孫子古墳群』に記載された子の神 5 号墳の測量図を

みると墳丘の東に小さな高まりがみられる。陪冢の可能性があり大変興味深いものがある。

現地は斜面林として、緑の基本計画に基づく手賀沼沿い斜面林保存条例で指定後、所有者からの申し出により平成14年に買収され我孫子市の所有となっている。その後、瀧井孝作仮寓跡と併せて整備されて緑地として市民に親しまれている。

以上のことから子の神5号墳は市指定文化財とするに相応しいと考えられる。

(古里 節夫)

(参考文献)

我孫子市教育委員会 2015 『平成26年度市内遺跡発掘調査報告書』我孫子市埋蔵文化財報告第51集

石田守一 1979 『子の神7号墳発掘調査略報』千葉県教育委員会・我孫子市教育委員会

石田守一 2005 「第二章 古墳時代の我孫子」『我孫子市史 原始・古代・中世編』我孫子市編集委員会原始・古代・中世部会編

東京大学文学部考古学研究室 1969 『我孫子古墳群』我孫子町教育委員会

藤本 強 1969 「第三節 子の神古墳群」『我孫子古墳群』東京大学考古学研究室編

古谷 毅 2003 「244 我孫子古墳群」『千葉県の歴史 資料編 考古2(弥生・古墳時代)』千葉県資料研究財団編

関連写真



1 子の神5号墳全景



2 説明版



3 子の神 5号墳(下から)

関連図面

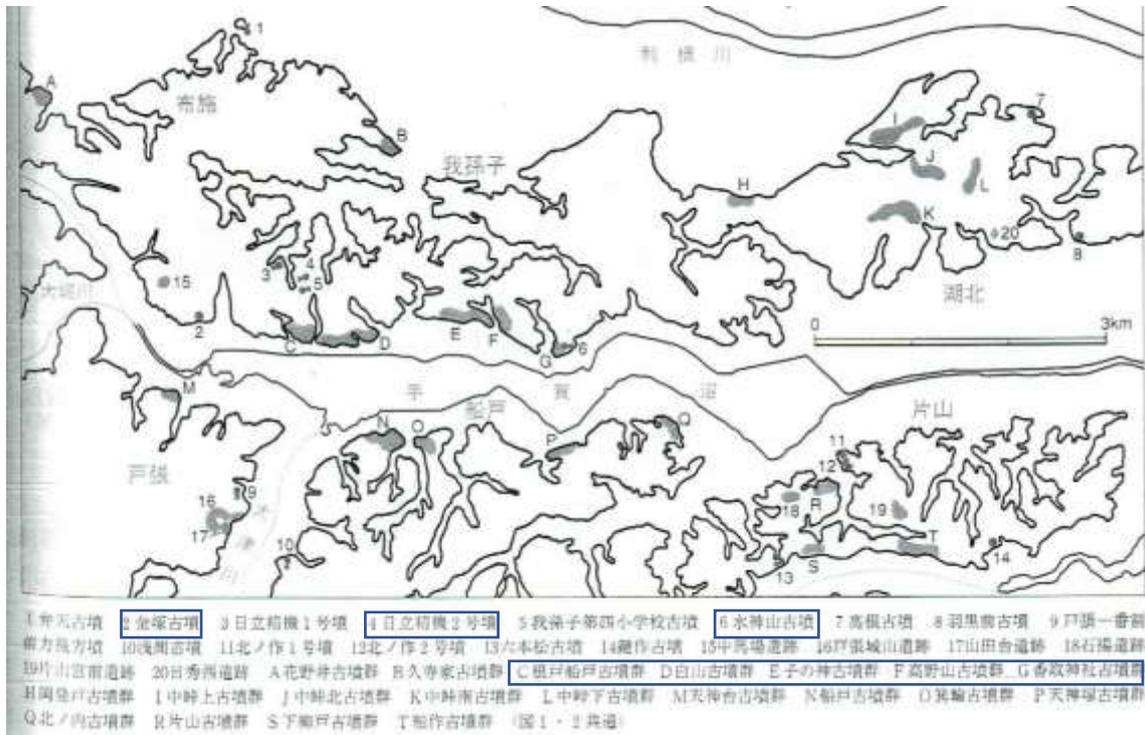


図1 手賀沼水系主要古墳分布図

(古谷 2003 第2図より)



図2 子の神古墳群

(我孫子市教育委員会 2015 図9 に加筆)

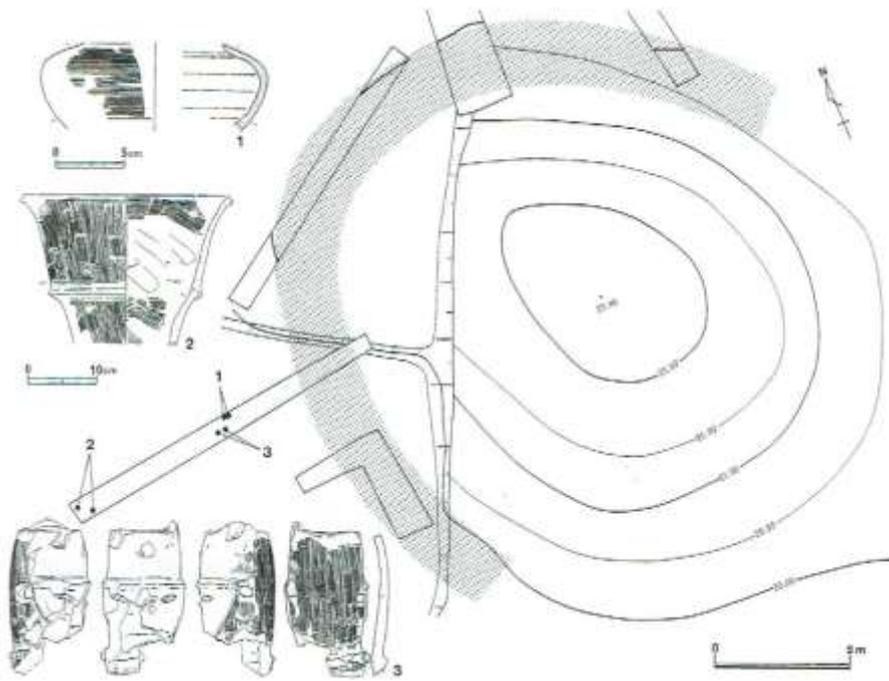


図3 子の神第5号墳

(石田 2005 図3-26 より)